

選定療養費改定のお知らせ

令和4年度診療報酬改定で選定療養費の見直しが行われ、令和4年10月1日より下記のとおり金額を改定いたします。

紹介状をお持ちでない患者さんについては、初・再診料とは別に選定療養費がかかります。

	令和4年9月まで	令和4年10月以降
初診時 選定療養費	11,000 円	13,200 円
再診時 選定療養費 <small>症状が安定しているために他の医療機関へ文書により紹介した患者さんが、紹介状なしで再度当院を受診される場合</small>	4,130 円	4,680 円

※緊急やむを得ない場合等にご負担を求めない場合があります。